

浜松市と国立大学法人浜松医科大学との包括連携に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）と国立大学法人浜松医科大学（以下、「乙」という。）は、双方の相互協力及び連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと教育、学術研究、健康・医療・福祉及び産業振興等の各分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与していくことを目的とする。

（連携協力事項等）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携及び協力する。

- (1) 教育に関すること
- (2) 学術研究に関すること
- (3) 健康・医療・福祉に関すること
- (4) 産業振興に関すること
- (5) その他、双方が必要と認める事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、双方で構成する連携調整の場を設け、具体的な事項については、双方による協議を踏まえ、甲乙の合意の上決定する。

3 前項に関して、必要な事項は別に定める。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報のうち、秘密であることとしたものについては、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、相手方が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面により別段の申し出を行わないときは、更に1年間更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保管する。

平成29年12月7日

（甲）浜松市

市長

鈴木 康友

（乙）国立大学法人浜松医科大学

学長

久野 孝之